



フェロー推薦に関わる細則

2025 年 1 月 27 日 第 1 回フェロー推薦小委員会改定

(目的)

第 1 条 本細則は、フェロー制度に関する規程 (0113) に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「**本会**」という）のフェロー推薦に関わる手順を定める。

(候補者の要件)

第 2 条 フェローの候補者は、下記のような本会の発展に顕著な貢献をした、10 年以上継続の正会員で、フェロー称号の授与後、本会の指導的会員として、部会活動、支部活動、委員会活動、シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献することが見込まれる者であること。

- ・原子力分野における顕著な学術的、技術的貢献（国内外の表彰（日本原子力学会賞を含む）の受賞等の学術的・技術的貢献が顕著と認められること）
- ・本会組織運営への顕著な貢献（本会の組織運営に長きに渡り深く携わり、組織の維持・発展への貢献が顕著と認められること）
- ・その他の本会活動への顕著な貢献（例えば啓蒙活動、国際貢献活動、人材育成、環境修復活動等によって、本会が目指す原子力の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に大きく寄与したと認められること）

なお、下記条件を満たし、会長が特別に承認した場合は、例外としてフェロー候補として認めるものとする。

- 1) 5 年以上継続して正会員であり、
- 2) 原子力に関する専門分野において 10 年以上の経験を有する。

(推薦の方法)

第 3 条 フェローの推薦の方法は原則として次のいずれかとする。

- (1) 3 名以上の正会員による推薦
ただし、候補者と異なる機関の推薦者が 1 名以上加わっていること。
- (2) 本会の組織からの推薦
各種委員会、支部、部会、連絡会、理事会から、それぞれ推薦できる。

(選考の方法)

第 4 条 選考の方法は以下の手順にしたがう。

- (1) フェロー推薦小委員会は委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- (2) 同委員会における候補者案の選考は、出席者の 3/4 以上の賛成を必要とする。
- (3) 選考の経過ならびに内容については、公表しない。
- (4) フェロー推薦小委員会において選考した候補者案は、理事会に報告する。

(フェロー候補者の数)

第 5 条 最終的なフェローの数は、フェロー制度発足時に本会全会員の 5%程度を目途とすることとされたが、フェローの活動状況等を踏まえ随時検討し、各年度のフェロー候補者数を調整することが

できる。

(改定)

第6条 本細則の改定は、フェロー推薦小委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成16年10月25日 フェロー推薦委員会制定、平成16年11月16日 平成16年度第4回総務財務委員会承認、同日施行
平成16年11月26日 第468回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 平成17年10月13日 第17・1回フェロー推薦委員会改定
 - ② 平成17年10月20日 平成17年度第3回総務財務委員会承認
 - ③ 平成19年9月12日 平成19年度第2回総務財務委員会承認
 - ④ 平成19年9月19日 第490回理事会確認了承
 - ⑤ 平成21年1月15日 第20・2回フェロー推薦委員会改定
 - ⑥ 平成22年11月17日 第22・1回フェロー推薦委員会改定
 - ⑦ 平成23年10月21日 第23・1回フェロー推薦小委員会改定
 - ⑧ 平成24年10月19日 第24・1回フェロー推薦小委員会改定
 - ⑨ 平成27年1月26日 第26・2回フェロー推薦小委員会改定
 - ⑩ 平成29年1月16日 内規を細則に変更。第2回フェロー推薦小委員会承認、平成29年1月25日 第6回理事会報告
 - ⑪ 平成29年11月18日 第1回フェロー推薦小委員会決定、平成29年11月28日 第5回理事会報告
 - ⑫ 2019年10月18日 第1回フェロー推薦小委員会改定、2019年10月25日 第4回理事会報告
 - ⑬ 2025年1月27日 第1回フェロー推薦小委員会改定、2025年5月29日 第8回理事会報告

附則

- 1 平成27年1月30日一部改定の内規は、理事会承認日から施行する。
- 2 平成29年1月16日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 3 平成29年11月18日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 4 2019年10月18日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 5 2025年1月27日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。